

富士市中小企業等応援金の申請をお忘れなく！

「まん延防止等重点措置」及び「緊急事態措置」適用の影響を受け、売上が減少している市内中小企業等の事業継続を支援するため、静岡県中小企業等応援金（県の応援金）に市独自の上乗せを行う応援金を交付します。

！ 富士市中小企業等応援金 >> 申請期限：令和4年2月28日(月)まで

この応援金の対象者には、県の応援金の交付決定を受けた人のデータを引継ぎ次第、市から順次申請書類を送ります。申請書が届いたら、申請手続きをしてください。

交付対象	富士市内に本店または主たる事業所のある中小法人・個人事業者で、次の要件の全てに該当するもの - 県の応援金の交付決定を受けていること - 県の応援金の申請において、令和3年8月（9月）の売上が、令和元年または令和2年の同月と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少していること ※静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の受給要件を満たす場合は対象外です。 ※「酒類事業者枠」交付対象者については、売上減少割合が30パーセント以上50パーセント未満の事業者に限ります。
交付対象月	令和3年8月及び9月
交付金額	月ごとの売上減少額または交付上限額のいずれか低いほうの合計（最大2か月分） 【売上減少額】 [令和元年または令和2年8月（9月）の売上] - [令和3年同月の売上] 【交付上限額】 中小法人 上限10万円/月 個人事業者 上限5万円/月
申請期間	令和3年10月下旬～令和4年2月28日(月)
申請方法	市から届く応援金交付申請書に必要事項を記入の上、下記へ郵送してください ※追加で書類を求めることがあります。
申請先	〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地 富士市役所商業労政課「富士市中小企業等応援金事務処理会場」

問合せ

コールセンター ☎55-2803 9:00～17:00
※土・日曜日、祝休日、年末年始、12:00～13:00を除く。

詳しくは
[こちら▶](#)



? 申請するには ～ 初めに、県の応援金の申請が必要です ～

市の応援金を申請するためには、県の応援金の交付決定を受けている必要があります。

対象となる事業者は、まず初めに県へ申請してください。▶ 申請期限：12月28日(火)まで

●県の応援金とは

静岡県で令和3年8月以降に実施された、まん延防止等重点措置または緊急事態措置による以下の影響を受け、売上が減少した県内の中小法人・個人事業者等の事業の継続を支援することを目的として交付する応援金です。



※令和3年8月、9月を対象とした静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の受給要件を満たす場合（飲食店等）は対象外です。詳しくは、県の事務局へお問い合わせいただくか、静岡県ホームページをご覧ください。

問合せ

静岡県中小企業等応援金事務局 ☎0120-880-380
9:00～17:00（土・日曜日、祝休日を含む）

詳しくは
[こちら▶](#)

